

建設水道委員会

「居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり」 に向けての政策提言

【委員長】 中島清志 【副委員長】 杉浦弘一
【委員】 久世泰男 岩城道雄 兼子義信 中野智基



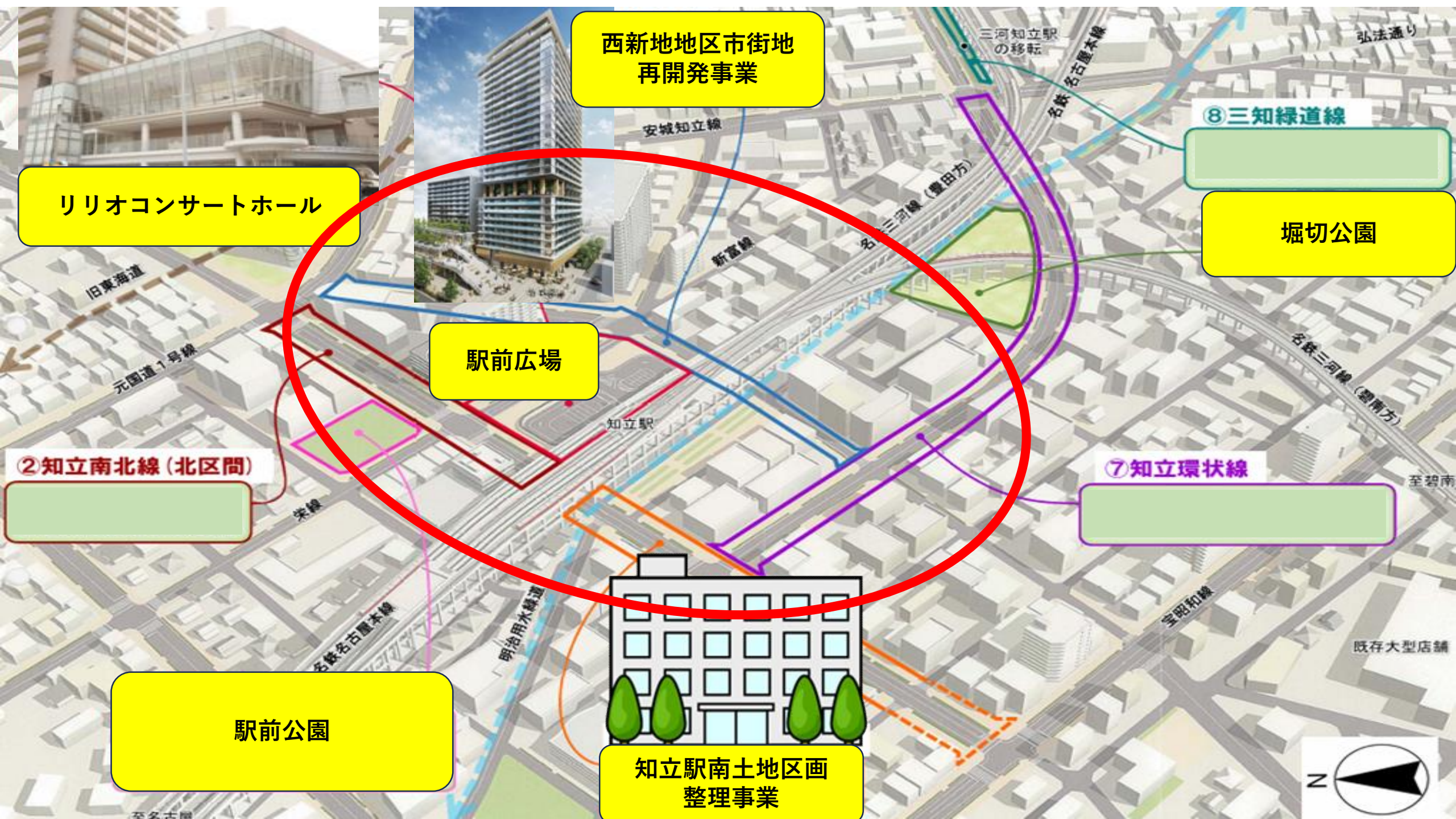
政策提言の趣旨

1. 知立駅周辺エリアでは、知立駅付近連続立体交差事業等が進むなどハード面の整備に合わせ、賑わいの創出や魅力向上を図るため知立駅周辺エリアプラットフォーム事業が実施されている。
2. 国は、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、ウォーカブルなまちづくりを推進している。
3. 本委員会では、まちなかの歩行者の回遊性向上、滞在時間の増加、魅力的な空間や新たな賑わいの創出を目的とした、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向け、政策提言をする。



**居心地が良く歩きたくなるまちなかの
エリアとは？**





西新地地区市街地
再開発事業

リリオコンサートホール

駅前広場

⑧三知緑道線

堀切公園

⑦知立環状線

駅前公園

知立駅南土地区画
整理事業

②知立南北線(北区间)

建設水道委員会の政策提言

- ①歩行者利便増進道路（ほこみち）を導入する
- ②知立駅南交通広場へのトランジットモールを導入する
- ③知立駅南土地区画整理事業内に民間の活力を活用した公共施設を整備する



建設水道委員会の政策提言

- ①歩行者利便増進道路（ほこみち）を導入する
- ②知立駅南交通広場へのトランジットモールを導入する
- ③知立駅南土地区画整理事業内に民間の活力を活用した公共施設を整備する

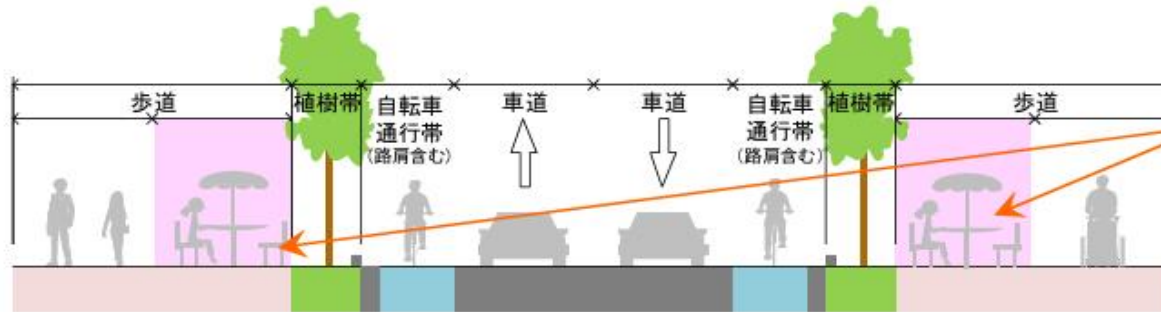


①歩行者利便増進道路（ほこみち）を導入する

ほこみちとは

賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint



Point①

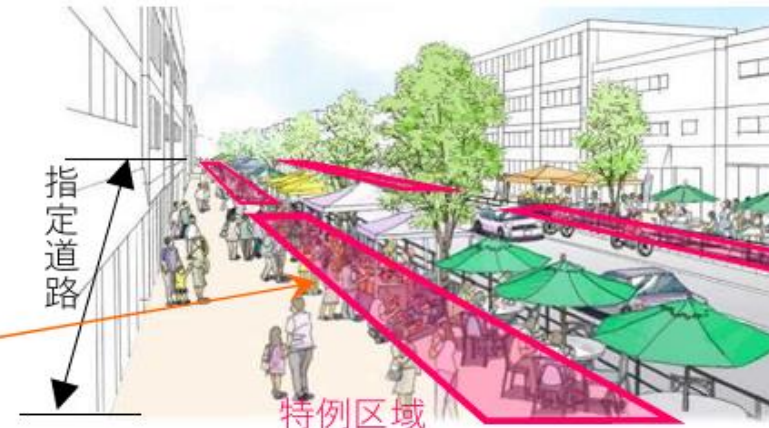
歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

Point②

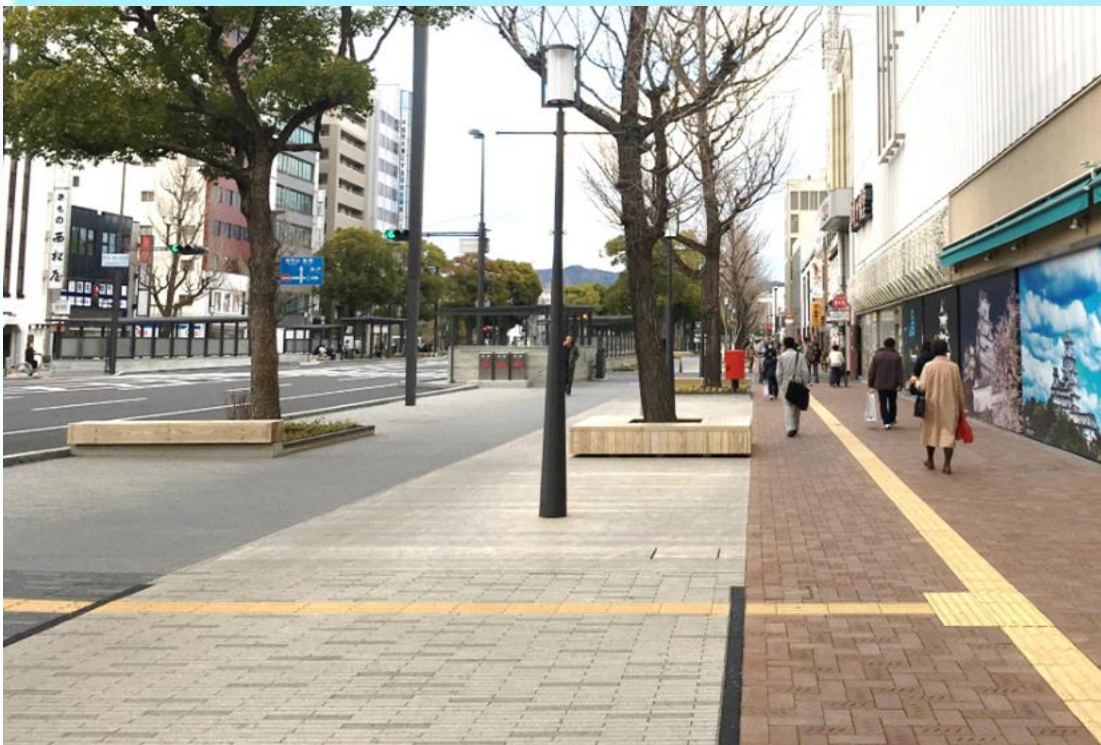
特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可

Point③

道路空間を活用する者の公募による選定が可能
その場合、最長20年の占用が可能



①歩行者利便増進道路（ほこみち） を導入する



大手前通りほこみち
2022年8月START



建設水道委員会の政策提言

- ①歩行者利便増進道路（ほこみち）を導入する
- ②知立駅南交通広場へのトランジットモールを導入する
- ③知立駅南土地区画整理事業内に民間の活力を活用した公共施設を整備する



②知立駅南交通広場への トランジットモールを導入する



**車両通行
禁止エリア**

(路線バス・タクシー除く)

トランジットモールとは

自動車の通行を制限し、歩行者と公共交通機関のみが通行できるように整備された街路



■整備前



■整備後

建設水道委員会の政策提言

- ①歩行者利便増進道路（ほこみち）を導入する
- ②知立駅南交通広場へのトランジットモールを導入する
- ③知立駅南土地区画整理事業内に民間の活力を活用した公共施設を整備する

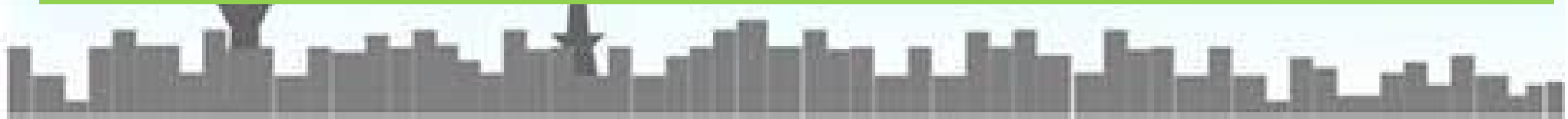


③知立駅南土地地区画整理事業内に民間の活力を活用した公共施設を整備する



居心地の良く歩きたくなる まちなかづくりの効果とは？

- ①歩行機会や交流機会の増加することで、歩行主体の生活の促進により、健康寿命の延伸につながる。
- ②安全に歩ける歩行空間を確保することで、そぞろ歩きをしながら街を楽しむ人が増え、まちなかに賑わいが生まれる。
- ③民間建物と公共空間が一体的に活用され、居心地の良い空間となる中心部での回遊によるエリア価値の向上につながる。



ご清聴ありがとうございました。

建設水道委員会 一同

